

〔共同研究：インドネシアの総合的研究(III)〕

〔翻訳〕

1991年12月31日付 学校外教育についての
インドネシア共和国政府規定1991年第73号

訳者 林 雄^{*}
山 本 浩 子^{**}

まえがき

ここに紹介するのは、インドネシア共和国の教育制度のうちの学校外教育（Out of School, Informal Education）についての法令（Peraturan Pemerintah Republik Indonesia No. 73 Tahun 1991 Tanggal 31 Desember 1991）¹⁾である。

現代は生涯学習社会といわれ、いずれの国においてもその整備が進められている。先進国・途上国とでは抱える課題に違いがあるとしても、今や地球規模で思考し行動する人材の育成は共通の課題だといえよう。国際化時代にあって各國は、諸外国との協調的関係を発展させるとともに、その基盤として国内目標の達成、問題の克服が急がれている。

インドネシア共和国においても事情は同じである。その生涯学習体系は学校外教育として位置づけられている。かつては、オランダ植民地支配時代に婦人教育コース、一般教養と政治コース、青年対象の身体的コースと生活指導コースがみられた。さらに日本軍占領時代にも市民教育の名の下に独立精神と反西洋植民地主義が推進され、青年対象の軍事教練、成人教育、婦人教育が実施され、読書能力の発達を目指して新聞・雑誌など刊行物・図書の拡張策がとられて

いた。独立直後の5年間は対オランダ戦のため教育制度の整備は停滞したものの、1969/1970会計年度以降は数次にわたる五ヵ年開発計画において次第に整備されてきた。とりわけ、独立後の新生インドネシアを統一するための共通言語インドネシア語の普及、基礎知識の習得と職業教育に重点がおかれた²⁾。近年では初等教育の就学率が100%に近づいている実績を踏まえ、1989年の国民教育制度法によって、小・中学校の9年間を基礎教育に再編している。そのことに伴って関連する諸法令も改定整備されることとなった。

基礎教育の実施は1994/1995学校年度から開始されたもの、授業料、学校諸経費の負担苦から中学校での不就学、ドロップ・アウトがみられ、相当数のストリート・チルドレンが存在することが報告されている。従って、学校外教育制度の中でも基礎教育の補償は今なお欠かせない。具体的には、小学校課程と中学校課程における独習又はグループ学習プログラムがある。その法令については『桃山学院大学人間科学』第16号³⁾に、その実践例については『桃山学院大

1) Redaksi Sinar Grafika (ed), *Undang-undang tentang Sistem Pendidikan Nasional (UU RI No. 2 Th. 1989)*, Sinar Grafika, Jakarta, 1995.

2) Suyono Suharno, *A Comparative Study of Nonformal Education in Japan and Indonesia*, Graduate School of Education Hiroshima University, pp. 27-29, 1982.

*本学文学部

**本学非常勤講師

学キリスト教論集』第35号⁴⁾で紹介したので参考いただければ幸いである。この法令と合わせれば、インドネシア共和国における学校外教育、とりわけ基礎教育の補償制度の概要が把握されるであろう。

なお、この翻訳は桃山学院大学総合研究所の研究プロジェクト「インドネシアの総合的研究(III)」の成果報告である。翻訳に当たっては、林が前文から第6章までを、山本(本学兼任講師・インドネシア地域研究)が第7章以降を分担して粗訳した。ついで二人で教育学・語学の面から討論して精訳にした。

インドネシア共和国政府規定

1991年12月31日付 学校外教育についての
1991年第73号

インドネシア共和国大統領は、

国民教育制度についての1989年第2号法令第10条第(5)項の規定の実施に基づいて、学校外教育についての政府規定を定める必要があること

1.1945年憲法第5条第(1)項

2.国民教育制度(官報1989年第6号、官報補足第3390号)についての1989年第2号法令(BN第4791第1章から9章ならびにそれ以後)

に留意、注意した上で、学校外教育についてのインドネシア共和国規定を決定する。

第1章 全体規定

第1条

この政府規定の中では以下の事項を以下のように規定する

1.学校外教育とは、組織・非組織化に関わらず、正規の学校教育の外で実施される教育を意味

3) 林陸雄、山本浩子訳、「インドネシア共和国 パケッAプログラムとパケッBプログラムに関する教育文化大臣決定第0131/U/1994号」

4) 林陸雄、山本浩子訳、「教育プロジェクトのモニターとその評価:学校外教育・パケッAプログラムの場合」

する。

- 2.学習者とは、学校外教育列で学習する人々および住民である。
- 3.学習グループとは、生活の質と水準を上げるために、互いに学習して経験と能力をつむ社会人の集まりによって編成されている。
- 4.講座とは、学習者に対して一定の知識、技能と精神的態度を与えるために、人々の集まりによって編成される学校外教育の単位である。
- 5.大臣とは教育文化大臣である。
- 6.他の大臣は、教育文化省の管轄外で学校外の教育単位経営について責任をもつ大臣である。
- 7.省以外の政府機関の長とは、学校外の教育単位運営について責任をもつ省以外の政府機関の長である。

第2章 目的

第2条

学校外教育は以下の目的をもっている。

- 1.学習者の生活の地位と質をあげるように自らの経験を伸ばし、できるだけ早く成長し発展できるようにサービスする。
- 2.学習者が自らを発展させるために必要とされる知識・技能及び精神的態度を所有すること、生計のために働くことあるいは教育の次の段階およびより高い教育レベルへと継続すること又はそのいずれかをできるように援助する。
- 3.学校教育の中では満たすことができない社会学習ニーズにあったプログラムを提供する。

第3章 教育の種類

第3条

- (1)学校外教育の種類は、一般教育、宗教教育、職業教育、公務員教育及び技能教育からなる。
- (2)一般教育とは、一定の分野において、学習者の技能と態度を拡大し向上させることを最優先する。
- (3)宗教教育とは、学習者が関係する宗教の教義を個別に実行する役割を担うようにするための教育である。
- (4)職業教育とは、関係する労働単位で一定の職務条件を満たすために学習者の知識、技能及

び態度の向上を試みる教育である。

(5)公務員教育とは、省又は省以外の政府機関単位の職員又は職員候補のために公務員の職務遂行能力の向上を試みる教育である。

(6)技能教育とは、ある方面で働くための教育である。

(7)第(2)項、第(3)項、第(4)項、第(5)項、及び第(6)項で示されたような規定の施行は、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第4章 教育の実施

第4条

教育を実施するための条件は、大臣との協議の上、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第5条

(1)学校外教育の運営者は、その実施する学校外教育の種類の運営に責任を担う政府、団体、グループ又は個人からなる。

(2)社会は公務員教育を除く全ての種類の学校外教育を実施することができる。

(3)第(1)項、第(2)項で示されたような規定の施行は、大臣との協議の上、大臣又はその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第5章 教育者

第6条

(1)学校外教育の教育者は、教育者、教育単位の管理者、観察者、教育面でのファシリテーターと調査者、司書、実験室員、チューターそして試験官からなる。

(2)第(1)項で示されたような教育者の種類は、大臣との協議の上、大臣又はその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第7条

(1)教育者は教育者の資格の有無にかかわらず、教育活動を実行することである。

(2)一定の資格を所有する教育者は、政府による承認の有無にかかわらず、能力と権限を証明された人々のことである。

(3)政府の承認を必要とする教育者の種類は、大臣との協議の上、大臣又は他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第8条

(1)一定の能力を必要とされるゆえに、一定の教育者は、大臣又は他の大臣又は省以外の政府機関の長によって指示された場合に、登録する義務をもっている。

(2)第(1)項で示されたような規定の施行は、大臣との協議の上、大臣又はその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第6章 学習者

第9条

(1)たとえ一定の条件を満たしていなくとも、いずれの人も学習者になることができる。

(2)一定の学校外教育単位の学習者になるために満たさなければならない一般条件は、大臣との協議の上、大臣又はその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第10条

(1)学習者は以下の示す権利を有する。

- 1.自立した方法で学習すること。
- 2.関係の教育者又は教育実施機関から受けるサービスが不当な場合は、保護されること。
- 3.学習成果に対する評価を受けること。
- 4.学習者が入学したいと欲する教育単位の条件を満たしたとき、学校外教育から学校教育に移ること。

(2)第(1)項で示されたような規定の施行は、大臣との協議の上、大臣又はその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第11条

(1)学習者は以下の義務を果たさなければならぬ。

- 1.関係の教育単位の運営者によって述べられた義務を免除された学習者を除いて、教育経費の一部を負担すること。
- 2.定められた法律の規制に従うこと。
- 3.教育者を尊敬すること。
- 4.関係の学校外教育単位では、教育手段、インフラストラクチャーを維持し、そして整

- 頓、秩序、平和を保つこと。
- (2)第(1)項で示されたような規定の施行は、大臣との協議の上、大臣又はその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

7章 カリキュラム

第12条

- (1)カリキュラムとは、一定の学力に到達するために行われる教育および又は養成指導活動の指針である。
- (2)第(1)項で示されたようなカリキュラムは、明文化することもでき、明文化できないこともある。
- (3)第(2)項で示されたような規定の施行は、大臣との協議の上、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第13条

- (1)全国的に施行されるカリキュラムは、大臣との協議の上、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。
- (2)第(1)項に含まれないカリキュラムは、「国民教育システムに関する規定1989年第2号」決定に基づく各教育単位の実施者によって、決定される。

8章 教育単位とは

第一部 講座

第14条

- (1)講座は自己啓発や、生活のために働き、かつ又はより高い教育レベルに進むために必要なものを要している学習者のために開設される。
- (2)パケッA,Bプログラムを実施する講座の学習者は、学校教育へ移ることができる。

第15条

- (1)講座は3段階の学力、つまり基礎段階、中級段階、上級段階に分けて行われる。
- (2)第(1)項で示されたような規定の施行は、関係の教育単位の実施者によって決定される。
- (3)特定の講座において、第(1)項で示されたような規定の施行は、大臣との協議の上、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第16条

- (1)講座には相当数の学習者、教育者、カリキュラム、学用品がなければならない。
- (2)第(1)項で示されたような規定の施行と、一般教育および専門教育を実施する講座の設立方法は、大臣によって決定される。
- (3)第(1)項で示されたような規定の施行と、宗教教育を実施する講座の設立方法は、大臣との協議の上、宗教相によって決定される。
- (4)第(1)項で示されたような規定の施行と、職業教育を実施する講座の設立方法は、大臣との協議の上、労働相によって決定される。
- (5)第(1)項で示されたような規定の施行と、専門教育を実施する講座の設立方法は、大臣との協議の上、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。
- (6)第(1)項で示されたような規定の施行と、公共サービス教育を実施する講座の設立方法は、大臣との協議の上、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第二部 学習グループ

第17条

学習グループは、自己啓発、職業および又はより高い教育レベルに進むために、お互いに学びあうことによって組織された学習者のあつまりである。

第18条

- (1)初等教育と同レベルの学校外教育は、パケッB⁵⁾学習グループにおいて実施される。
- (2)パケッA学習グループは、小学校と同レベルの教育をうけるために組織された学習者のあつまりである。
- (3)パケッB学習グループは、中学校と同レベルの教育を受けるために組織された学習者のあつまりである。
- (4)第(2)項および第(3)項で示されたような規定の施行は、大臣によって決定される。

5) 原文ではパケッBとなっているが、文意からすればパケッAとB又はパケッAの誤植と思われる。

第三部 その他の教育単位

第19条

講座および学習グループの他に、遊びグループ、託児所、そして大臣によって定められた同種の教育単位のかたちで学校外教育を行うことができる。

9章 評価

第20条

- (1) 学習者の学習成果に対する評価は、卒業証書、免状又は証明書に記載することができる。
- (2) 政府の承認が必要な教育単位に対しては、評価が行われる。
- (3) 第(1)項と第(2)項で示されたような規定の施行は、大臣との協議の上、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

10章 振興

第21条

- (1) 政府、団体、グループ又は個人によって実施される国民教育システムの一部としての学校外教育の振興は、大臣の責任下にある。
- (2) 第(1)項で示されたような規定の施行は、大臣によって決定される。

第22条

- (1) 一般教育を実施する学校外教育単位の振興は、大臣の責任下にある。
- (2) 専門教育を実施する学校外教育単位の振興は、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長の責任下にある。
- (3) 宗教教育を実施する学校外教育単位の振興は、宗教相の責任下にある。
- (4) 一定の職業の条件を満たすための職業教育を実施する学校外教育単位の振興は、労働相の責任下にある。
- (5) 公務員教育を実施する学校外教育単位の振興は、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長の責任下にある。
- (6) 第(1)項、第(2)項、第(3)項、第(4)項、第(5)項で示されたような教育の振興には、指針や保護および又は援助を与えることも含まれる。

(7) 第(6)項で示されたような振興の実施は、協調的に行われる。

11章 その他の規定

第23条

- (1) インドネシア共和国の在外公館は、海外のインドネシア共和国国民の学習グループに対して、国民教育システムの一部として学校外教育を行い、発展させることができる。
- (2) 第(1)項で示されたような規定の施行は、当地のインドネシア共和国公館の長によって決定される。

第24条

- (1) 国内外において、国民教育システムの一部である学校外教育の教育単位における、教育に参加している外国人は、関係の学校外教育単位に有効な規定を守る義務がある。
- (2) 第(1)項で示されたような規定の施行は、大臣との協議の上、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長によって決定される。

第25条

- (1) インドネシア共和国にある外国公館は、規定によって学校外教育を実施できるが、国の利益に反することなく、かつ現行の法律の規制を遵守する義務を負う。
- (2) インドネシア共和国にある国際機関又は外国の私立団体・機関は、規定によって学校外教育を実施できるが、国の利益に反することなく、かつ現行の法律の規制を遵守する義務を負う。
- (3) 第(1)項で示されたような教育単位の組織は、大臣およびその他の大臣又は省以外の政府機関の長による審議を受けたのち、外務相によって決定される。
- (4) 第(2)項で示されたような教育単位の組織は、その他の大臣又は省以外の政府機関の長による審議を受けたのち、大臣によって決定される。

12章 暫定規定

第26条

この政府規定が定められた時点での学校外教

150

桃山学院大学総合研究所紀要 第24巻第3号

育を定める全ての規定は、この政府規制に反さ
ず、かつこれに基づき変更されない限り有効で
ある。

13章 終規定

第27条

この政府規定は、定められた日から有効であ
る。

広く一般にこれを公布するために、これをイン
ドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタ

1991年12月31日

インドネシア共和国大統領

署名

スハルト

ジャカルタ

1991年12月31日

インドネシア共和国国務大臣・官房長官

署名

ムルディオノ

1991年インドネシア共和国官報 第95号